２）会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記１）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

３）当該競争参加資格に係る申請の期限の日から認定を行う日までの期間に、四国地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

４）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑵　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体のすべての構成員は、令和元年10月８日において次の要件を満たすものとする。

１）平成16年度以降に元請けとして、以下に示す工事における施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。また、乙型共同企業体の施工実績については、出資比率に関わらず構成員として施工を行った分担工事の実績に限る。）。

・下記の㋐から㋒の要件をいずれも満たす施工実績を有すること。

㋐　道路橋（Ａ活荷重またはＢ活荷重）または鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。

㋑　橋梁型式が床版橋を除くＰＣ橋であること。

㋒　架設工法が下記の工法以外の工法であること。

・トラッククレーン工法、トラッククレーンステージング工法（クローラクレーン含む）

ただし、㋐から㋒は同一工事であること。

なお、当該実績が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局が発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書による評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

２）建設業法（昭和24年法律第100号）の土木一式工事につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取り扱う。

３）建設業法の土木一式工事に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

⑶　出資比率要件　特定建設工事共同企業体のすべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であること。

⑷　代表者要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であること。

⑸　特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」によるものとする。

８　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い

７⑴１）の認定（７⑴１）の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も５及び６により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、７⑴１）の認定を受けていない構成員が７⑴１）の認定を受けることが必要である。

なお、この場合において、７⑴１）の認定を受けていない構成員が当該工事に係る開札の時までに７⑴１）の認定を受けていないとき又は７⑴１）の一般競争参加資格がないとの認定（７⑴１）の四国地方整備局長が別に定める手続における一般競争参加資格がないとの認定を含む。）を受けたときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。

また、当該工事の開札の時までに、構成員が７⑴１）の認定を受けるための審査並びに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

９　資格審査結果の通知

「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。

10　資格の有効期間

特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

11　その他

⑴　特定建設工事共同企業体の名称は、「令和元－３年度　肱川橋架替上部工事○○・○○特定建設工事共同企業体」とする。

⑵　当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

招　　請

意見招請に関する公示

東日本電信電話株式会社公告第35号

次のとおり調達物品の仕様書案の作成が完了しましたので、仕様書案に対する意見を招請します。

なお、本招請はサプライヤの機密情報及び財産的情報の提出を求めるものではありません。

令和元年９月５日

東日本電信電話株式会社
関東病院長　亀山　周二

◎調達機関番号　125　◎所在地番号　13

○東総人医関病情第19―095号

１　調達内容

⑴　品目分類番号　22、31

⑵　購入物品及び数量　電子カルテシステム　１式

２　意見の提供方法

⑴　資料等の提供期限　令和元年10月７日14時00分（日本時間）（郵送の場合は必着のこと）

⑵　提出先　〒141―8625 東京都品川区東五反田５－９－22　東日本電信電話株式会社関東病院　情報システム担当　亀井　一実
電話（03）3448―6611
ファックス（03）3448―6621

３　仕様書案の交付　本公表に基づいて応募する供給者に対して仕様書案を交付します。

⑴　交付期間　令和元年９月５日から令和元年10月７日まで

⑵　交付方法
交付期間、交付方法及び問合せ先
令和元年９月５日から令和元年10月７日の間にＮＴＴ東日本調達ホームページを通して交付します。
交付にあたっては、事前登録が必要です。
詳細はＵＲＬ　http://www.ntt-east.co.jp/purchase「ドキュメント配布」をご参照ください。
ＮＴＴ東日本　資材調達センタ　国際調達担当　オンラインダウンロード担当者　電話（03）5359―4343

４　その他　本招請の詳細は意見等招請説明書によります。

５　Summary

⑴　Classification of the products to be procured : 22, 31

⑵　Nature and quantity of the products to be required : Electronic Medical Record system 1 set

⑶　Time-limit for the submission of comments : Oct 7, 2019　2 : 00 p.m. (Japan Standard Time)

⑷　Contact point for the notice :

a．NTT Medical Center Tokyo
5―9―22 Higashi-gotanda Shinagawa-ku, Tokyo Japan
TEL : 81 (3) 3448―6611
Attn. : Kazumi Kamei

b．Overseas contact points described on the following URL.
http://www.ntt-east.co.jp/en/purchase/